附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

法務大臣　金田　勝年
内閣総理大臣　安倍　晋三

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十五号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十四条中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励のための補助に関すること。

第三十六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第七項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

文部科学大臣　松野　博一
内閣総理大臣　安倍　晋三

厚生労働省組織令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七十六号

厚生労働省組織令等の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項、自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）第二十四条第七項並びにアルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第二十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生労働省組織令の一部改正）

第一条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第十二号中「第百九条第十六号」を「第百一条第六号」に改め、同項中第二十号を第二十一号とし、第十三号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十二条第一項に規定するアルコール健康障害対策推進基本計画（第百九条第十六号において「アルコール健康障害対策推進基本計画」という。）の策定（変更に係るものに限る。同号において同じ。）及び推進に関すること。

第十一条第二項中「第十四号」を「第十一号まで、第十三号から第十五号」に、「第二十号」を「第二十一号」に改める。

第三十二条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第三十四条に次の一号を加える。

十五　独立行政法人福祉医療機構の行う業務に関すること（独立行政法人福祉医療機構法第十二条第一項第二号に規定する病院等（以下この号において「病院等」という。）の開設者に対する資金の貸付け及び病院等の経営の診断又は指導に関する業務に関することに限る。）。

第百一条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　自殺総合対策大綱の作成及び推進に関すること。

第百九条第十六号を次のように改める。

十六　アルコール健康障害対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。

（内閣府本府組織令の一部改正）

第二条　内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中㊵を削り、㊶を㊵とし、㊷を㊶とする。

（自殺総合対策会議令の一部改正）

第三条　自殺総合対策会議令（平成十八年政令第三百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「障害保健福祉部企画課」を「総務課」に改める。

（アルコール健康障害対策関係者会議令の一部改正）

第四条　アルコール健康障害対策関係者会議令（平成二十六年政令第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「内閣総理大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

第五条中「内閣府本府に置かれる政策統括官において厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課の協力を得て」を「厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課において」に改める。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
厚生労働大臣　塩崎　恭久

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三